

第5章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 (景観法第8条第2項第4号イ)

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針 ---- 76
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 ----- 77

本市は、平成8年の中核市移行に伴い、公衆への危害防止、美観風致の維持保全、良好な景観形成のために「熊本市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物行政を展開してきました。

「熊本市屋外広告物条例」において、市域を広告物は自家用広告のみに限る「禁止地域」と一般広告物の表示も可能な「許可地域」に分類して指定しています。

また、都市計画法による用途地域等に合わせて「禁止地域」を第1種から第3種、「許可地域」を第1種から第3種までに分類し、合計で6地域に分けて制限を定めています。

さらに、良好な景観を形成するために、広告物の種類ごとに詳細な許可基準を設定するとともに、高速自動車道やJR沿線及び熊本港線、国道57号、国道3号熊本北バイパス等の幹線道路沿いや熊本港を禁止地域に指定しています。

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するために、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を熊本市屋外広告物条例に定めます。

(1) 市全域での屋外広告物の表示に関する共通事項

大規模屋外広告物や特定施設届出地区内の屋外広告物を対象として、表示に関する共通事項を定め、良好な広告景観を誘導します。

(2) 重点地域等での基準の設定

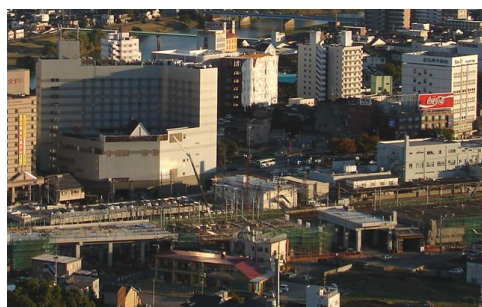
熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、熊本駅周辺地域等の重点地域においては通常の規制基準のほか、重点地域の景観特性に合わせ、設定した重点地域ごとの大規模屋外広告物の地域基準を屋外広告物条例に基づき設けます。

また、本市のイメージを印象づける場所や歴史的に重要な場所等、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区については、屋外広告物に関するルールを検討し、ルールに基づいた取組を進めていきます。

その他、必要に応じて、随時、熊本市屋外広告物条例による規制を見直し、良好な広告景観を維持します。



<熊本城周辺：歴史的に重要な場所>



<熊本駅周辺：陸の玄関口>

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

(1) 対象行為

大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で5㎡又は許可地域で10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・建植広告で高さが12mを超えるもの又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの ・建築物に付随するもので建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの ・高さが12mを超える建築物に付随するもの
特定施設届出地区内及び景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・1事業所等につき表示面積の合計が5㎡を超えるもの（禁止地域） ・1事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超えるもの（許可地域） ・自家用広告物等を除く屋外広告物

(2) 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域）

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。 ・街並みの一員として参加し、周辺の街並みから突出しないように努めること。 ・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 ・可能な限り総量を抑えるように努めること。 ・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。 ・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。

色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や周辺の色彩との調和を図ること。 ・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するように努めること。 ・配色数は、可能な限り少なくするように努めること。 ・ネオンサイン等発光を伴うものは、周辺の夜景との調和を図ること。 特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺と調和した素材を用いるように努めること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。 ・不用な看板を放置しないように努めること。

(3) 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）

熊本城 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。 ・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。 <p><熊本城特別地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は、掲出しないこと。 ・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。 ・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。 <p><京町台地地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告の高さは、海拔63mを超えないこと。 <p><一般地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告の高さは、海拔55mを超えないこと。 ・シンボルロードからの熊本城天守閣への良好な眺望を守るために、突出広告の掲出はしないように努めること。
水前寺 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・古今伝授の間の前の視点場からの水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。 ・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
江津湖 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。

<p>熊本駅 周辺地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 東西の駅前広場及び電車通りの境界から100メートル以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。 • 東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。 • 屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。 • 街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。 • 東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、緑の色彩を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。
<p>電車通 沿線地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。 • 屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。
<p>白川 沿岸地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大甲橋から上流を眺望する場合に、兩岸の樹木よりも高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。 • 川に向けての掲出を避けるように努めること。

(4) 特定施設届出地区内の屋外広告物の景観形成基準

<p>位置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建植広告は、建築物と調和が保てると同時に、沿道において統一性のある位置とするように努めること。
<p>外観</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 屋外広告物は、可能な限り総量を抑え、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。 また、配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色彩との調和に配慮すること。
<p>緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 街並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。

(5) 熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準

- 色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。
- しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。
- 同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。
- 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。
- ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。
- 蛍光塗料は使用しないよう努めること。
- 屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。
- 壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。
- 突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。
- 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。
- 広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。